

○合併・分割・譲渡にともなう再審査必要書類一覧（建設工事）○

会社の合併・分割・譲渡による登録内容変更については、以下の書類を提出してください。

※承継手続きを行った場合は、被承継会社に係る入札参加資格は取消となります。

競争入札参加資格再審査申請書	指定様式
競争入札参加資格登録内容変更届	指定様式
使用印鑑届（委任状）	指定様式（2部）、コピー不可 ※県外業者については現在契約がない場合は 提出不要
印鑑（登録）証明書	写し可、発行後3か月以内のもの ※県外業者については現在契約がない場合は 提出不要
競争入札参加資格登録書（原本） ＋返送用封筒 （長形3号に460円分切手貼りつけ）	封筒は新たな登録書を郵送するために使用します。
合併（分割・譲渡）に伴うフローチャート	一連の流れがわかるもの
取締役会又は株主総会議事録 （新会社及び旧会社）	
契約書（合併、吸収分割、営業譲渡）または分割計画書（新設分割）の写し	
履歴事項全部証明書 （新会社及び旧会社）	旧会社から新会社の履歴がわかるものも添付 必要 写し可、発行後3か月以内のもの
被承継会社の建設業変更届（廃業届含む）の写し	旧会社のもの
閉鎖（履歴）事項全部証明書	旧会社のもの
許可（登録）証明書若しくは通知書又は変更届出書の写し	許可行政庁の受付印のあるもの（新会社のもの）
経営事項審査結果（経営規模等評価結果）通知書	合併（分割・譲渡）時の経審（新会社のもの）
口座振替申出書	指定様式 未登録又は口座登録内容に変更がある場合
その他必要書類	新会社が本市競争入札参加資格業者でない場合※3

※1「変更届記入の手引き」も確認してください。

※2 内容によっては上記以外の書類の提出を求める場合もあります。

※3 新会社が本市競争入札参加資格業者でない場合は、別途申請書類が必要となりますのでお問い合わせください。